



意見書

平成16年 8月24日

総務省総合通信基盤局


電波部電波政策課 御中


郵便番号 640-

わかやまけん わかやまし 

住所 和歌山県和歌山市 

氏名 

電話番号 

電子メールアドレス 

「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会 最終報告書(案)」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

別紙

「電波有効利用政策研究会 最終報告書(案)」に関する意見

1 意見の概要

(1)

電波監視や不法・違法無線局対策を徹底的に実行して不法・違法無線局や侵入電波を排除しない限り、真の意味において電波の有効利用はあり得ない。電波利用料の用途としてはこれらの施策をまず最優先すべきである。

(2)

国や地方公共団体が開設する無線局については、高い公共性を勘案して電波利用料を免除すべきである。

(3)

免許不要局については、貴重な電波資源をある一定の条件で利用できる権利と恩恵を受けることから、電波利用料を徴収すべきである。基準認証が有効となり各機器が免許不要局の要件を満たした時点で基準認証の実施者から徴収することが適当である。

(4)

金銭的利益を目的とせず多数の局が周波数を共用して運用しているアマチュア局の電波利用料については、料額の算定にあたって相当の配慮が必要である。

(5)

電波利用料が高額となる携帯電話事業者及び放送事業者に対する電波利用料の料額算定にあたっては、量的要素を勘案することはもちろんのこと、事業規模の大きい事業者がより大きな負担となるように事業収入額を併せて勘案することを提案する。

2 意見とその理由

(1)

報告書(案)の第1章にも書かれている通り、平成5年に電波利用料が導入された時の説明では「免許人が電波を安心して利用できる環境の整備・構築を図る」ために電波利用料を広く免許人から徴収するということでした。その後は電波資源の効率的利用の促進のために電波利用料の用途が拡大され、今回の報告書(案)では新たに研究開発費用等も挙げられております。しか

し現実の電波利用環境を見れば、この原点であるべき「免許人が電波を安心して利用できる環境の整備」がまだまだ十分実現しているとは言えません。この状況においてはまず現状の電波利用環境をクリーンな状態にすることが何よりも優先されるべきであります。

特にHF帯、VHF帯及びUHF帯においては不法開設局や違法運用局が数多く存在し、近隣諸国からと思われる侵入電波による混信も増加してきております。私は20年間に渡ってアマチュア無線局を運用してきておりますが例えばアマチュア業務用の周波数で言えば、28MHz帯や50MHz帯においては外国の不法無線局と思われる南西方向から入感する侵入電波によって混信を受けており、144MHz帯や430MHz帯などではダンプ、トラック、個人タクシー、パラグライダー、設備点検業者、放送事業者等の一部による不法無線局が我が物顔でアマチュア業務用周波数を使用しております。インターネットオークション等を見れば、アマチュア業務用周波数を使用する不法な狩猟用無線機器や電力線モデム、日本で許可を受けることが事実上困難な海外の無線機や高出力の無線LAN機器などが公然と販売されており、これらが日本国内において堂々と不法に使用されているというのが実態なのであります。

しかしながら電波利用料制度の導入から10年以上経過しているにもかかわらず、これらの状況は年々悪化している印象を受けます。報道発表を見ても、不法無線局の実態に比べて不法無線局が電波法違反で実際に摘発されて検挙される例はごくわずかであり、氷山のほんの一角に過ぎません。取り締まりが全くあてにできないことに業を煮やしたアマチュア局がアマチュア業務用周波数で運用する不法無線局に対して注意したりもするのですが、識別信号を送出しているアマチュア局が個人を特定されて逆に恫喝され脅迫されるため結局は泣き寝入りせざるを得なくなったという事例は数限りなく存在しています。法に従って電波利用料を正當に負担している免許人の方が、傍若無人に振る舞う不法開設局よりも肩身が狭いというような現状の不法・違法無線局対策は全く不十分であり、その結果として正直者が馬鹿を見るが如き電波利用料制度の存在意義そのものが問われてきているばかりでなく電気通信行政全般に対する強い不信感をはぐくんできていると言っても過言ではないのです。

全ての国民が公平、公正な制度のもとで安心して電波を利用できる環境を実現させることが電波の有効利用を論じるための前提条件であります。電波監視や徹底した不法・違法無線局対策といった施策に電波利用料を積極的に活用することによって免許人の権利を保護していくことが電波を安心して利用できる環境の整備・構築の実現につながり、この前提が成立して初めて電波の有効利用の研究が真の効果を発揮すると考えます。具体的な施策としては、電波監視や取り締まり体制の強化はもちろんのこと、不法・違法無線局の運用に対する抑止と電波利用料収入の充実のための反則金制度の導入及び反則金収入を電波利用料として活用すること等が考えられます。

不法・違法無線局を徹底的に排除して免許人の権利を保護する施策を効果的に実行していくことが、電波利用料制度に対する国民の信頼を獲得して真の電波の有効利用を推進していくためには絶対に避けて通れない問題であるということを改めて強く認識すべきであります。

(2)

国や地方公共団体が開設する無線局は例外なく高い公共性を持ち、特に地方公共団体が開設する消防用、水防用、防災行政用などの無線局は地域住民の生命、身体、財産を守るために地域に密着して直接的に機能するものであります。こういった無線局は住民の安全な生活を確保するために必要不可欠であるにもかかわらずそれそのものが何かの利益を生み出すものではないため、電波の利用によって利益を得ている他の商用無線局とは性格を大きく異にしています。国や地方公共団体から電波利用料を徴収しても結局は国民の税金から支出されるため、これらの無線局が使用する電波を直接的に利用できる立場にない住民から間接的に電波利用料を徴収することとなります。これは電波利用料の目的から考えて著しく不合理であるため、国や地方公共団体が開設する無線局については電波利用料を一律に免除することが適当であると考えます。

(3)

免許不要局についても電波の利用について他の無線局と同様に電波監視等の恩恵を受けております。国民が安心してこれらの無線装置を利用できるようにするためにも、不法・違法無線局と明確に区分して積極的に保護していくことが必要であります。そのためには先に(1)項で述べたような徹底した不法・違法無線局対策が必要であり、このための経費の一部を免許不要局が何らかの形で分担するべきであります。

しかし免許不要局は無線局としての管理が実質的に不可能であるため、免許不要局の要点を満たす基準認証が有効となった時点で基準認証の実施者に課金するのが適当と考えます。

こうした見解に対して報告書(案)においても様々な反論がありますが、「電波を利用して事業を営むものと同じ尺度で比較するのは適当でない」との見解に対しては「料額の算定方法で勘案すればよいこと」、「IT産業発展の阻害となるおそれがある」との見解に対しては「電波利用料が適正に使用されることによって電波の利用環境の改善につながりIT産業発展の側面支援となること」、「小電力のため他の無線局に混信を及ぼすおそれがない」との見解については「10mWという出力は小電力であっても近隣では大きな電界強度となり、また局数が増加するにつれてこれらの総和が大きくなり十分に有害な混信となること」とそれぞれ反論しておきます。

(4)

私自身もアマチュア局の免許人として2局分の電波利用料を支払っております。アマチュア局は国や地方公共団体が開設する無線局のような極めて高い公共性を持っているわけではありませんが、金銭的利益を目的とせず多数の局が周波数を共用して運用することによって電波に対する総合的な知識を深め、また国際親善等にも役立っております。現状においてもアマチュア局の電波利用料については料額の算定にあたって相当のご配慮をいただいていると認識しておりますが、今後の電波利用料のあり方を検討するにあたって引き続きのご配慮をお願いするものであります。

(5)

電波利用料が局単位で課金される現在の制度では、局数が多い携帯電話事業者にとって極めて不利であり、放送事業者、特にいわゆるキー局やNHKの放送局のような莫大な事業収入を投資できる放送局と比較して著しい不公平があると認識しております。

電波の有効利用に対するインセンティブとして電波利用料の算定に空中線電力や占有周波数帯幅といった量的要素を勘案することについては大いに賛成しますが、私はそれに加えて事業収入額を併せて勘案することを提案します。

その理由ですが、同じ占有周波数帯幅を使用して放送事業を営む場合であっても地方都市と大都市圏ではその事業規模に大きな違いがあります。サービスエリアと人口密度といった量的要素を勘案した上で、さらに事業支出額を勘案することにより、同じ電波資源を利用しながら少ない投資で無駄を減らしてより大きい利益を得るという努力に対するインセンティブが働くと思えますし、そういう努力を怠る事業者に対してはより大きな電波利用料負担を課して社会に還元させることが可能となります。

以上